

# 随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称: 一級河川 寝屋川 仁和寺調節池 運転操作設備改良工事

## 1. 随意契約理由

仁和寺調節池は寝屋川市域の浸水被害を防ぐため、洪水時に水路より洪水を流入させ一時貯留を行う施設であり、水害時における確実な稼動及び機能保持に万全を期す必要がある。

本設備は、水路より調節池へ洪水を流入させる取込口に設置されている流入ゲートを制御する設備であり、調節池が満杯になった際には自動で流入ゲートを閉鎖させ、水路からの洪水の流入を遮断させるものである。

しかし、過年度の寝屋川市による点検時に自動閉操作を行った際、過トルクが発報し流入ゲートが故障停止するような現象が数回あったため、現状では流入ゲートを全閉する必要があると思われる時は、寝屋川市委託業者により現場手動閉操作を行っている。

本工事は、自動閉操作時に過トルクが発報した際に、自動開操作を行い、再度流入ゲートを自動閉操作させるためのリライ機能を付加するものであり、当該設備の設計・製作技術において、製作者固有又は独自に開発した技術等が採用されていることから、工事を実施できる業者は、本設備の製作会社である日立インダストリアルプロダクツ株式会社が唯一である。

よって、同社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格以内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と随意契約を締結したい。

## 2. 比較見積省略理由

本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、上記理由から同規則の運用第62条関係第2項第1号(特定の者でなければ履行できないもの)の規定により、比較見積書の徴取を省略する。